

## ○美浦村チャイルドシート購入補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 25 日  
一部改正 平成 28 年 3 月 23 日  
告 示 第 4 2 号

### 美浦村チャイルドシート購入補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、自動車に乗車中の乳児の安全を図るため、チャイルドシートの購入者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助するものとし、当該補助金の交付については、美浦村補助金等交付規則（平成 2 年規則第 7 号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する乳児及び幼児をいう。
- (2) チャイルドシート 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条の 3 第 3 項に規定する幼児用補助装置で、国土交通省及び ECE 等で定める安全基準に適合しているものをいう。

#### (補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、チャイルドシートを購入した者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 乳幼児の親権者及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 838 条 1 号に規定する未成年後見人（以下「親権者等」という。）であること。
  - (2) チャイルドシート購入日および申請日において、乳幼児及び当該乳幼児の親権者等が村内に住所を有していること。
  - (3) 申請日において、親権者等が村税等を完納している者であること。
- 2 補助金の交付を受けることができるチャイルドシートの台数は、乳幼児 1 人につき 1 台とし、その申請回数は 1 回を限度とする。

#### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、購入費の半額とし、限度額は 5,000 円とする。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

#### (補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美浦村チャイル

ドシート購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、  
村長に提出しなければならない。

- (1) 店名及び品名の記載された領収書原本等
  - (2) 品質保証書（チャイルドシートの製造元等が確認できるもの）の写し
  - (3) 領収書原本等の提出が困難な場合は、申請者が当該チャイルドシートを購入したことを証する書類
  - (4) 村税等納付（納入）状況確認承諾書
  - (5) その他村長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、チャイルドシートを購入した日から1年以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、美浦村チャイルドシート購入補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、通知した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第7条 村長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、この要綱による補助金の交付の決定を取消し、当該補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。  
（美浦村チャイルドシート購入補助金交付要綱の廃止）
- 2 美浦村チャイルドシート購入補助金交付要綱（平成12年4月1日告示）は平成27年5月31日をもって廃止する。

（適用区分）

- 3 この要綱は、平成27年6月1日以降に出生した乳児の親権者から適用する。

附 則

（一部改正）

- 1 第3条（4）「申請日において、当該乳幼児の親権者等が美浦村税条例（平成元年条例第12号）第3条に規定する村税、美浦村立美浦幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和63年条例第12号）第3条に規定する保育料、美浦村保育料徴収規則（昭和62年規則第5号）第2条に規定する保育料、および美浦村学校給食費条例（平成25年条例第14号）第3条に規定する給食費を滞納していないこと。」を「申請日において、親権者等が村税等を完

納している者であること。」に改める。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、交付の日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)